

毛呂山町

ファミリーサポート・緊急サポートセンター

会員登録・ご利用の手引き

ファミリーサポートセンター、 緊急サポートセンターの仕組み	・ ・ ・ ・ ・ 1
1. ファミリー・サポートの活動	・ ・ ・ ・ ・ 2
2. 登録から利用までの流れ	・ ・ ・ ・ ・ 3
3. 緊急サポートの活動	・ ・ ・ 4 ・ 5
4. 登録から利用までの流れ	・ ・ ・ ・ ・ 6
5. 料金の算出方法について	・ ・ ・ ・ ・ 7
6. 保険について	・ ・ ・ ・ ・ 8
7. お預かりに際して準備していただくもの	・ ・ ・ ・ ・ 9
8. 会則	・ ・ ・ ・ ・ 10

[お問い合わせ先]

委託先 緊急サポートセンター埼玉

●川口事務所

電話番号 048-297-2903 FAX 番号 048-295-7667

〒333-0801 川口市東川口 4-2-20-102 プロミネンスⅡ

川口事務所 メールアドレス byoujihoiku@oboe.ocn.ne.jp

●坂戸事務所（ファミリーサポートの調整は主に坂戸事務局が行います）

電話番号 049-299-5790 FAX 番号 049-299-5793

〒350-0223 坂戸市八幡 2-5-24-301 松栄コーポラス

坂戸事務局 メールアドレス sakadofamisapo@aroma.ocn.ne.jp

ホームページ <https://byoujihoiku.blog.shinobi.jp>

毛呂山町役場こども課

〒350-0493

入間郡毛呂山町中央 2 丁目 1 番地

電話：049-295-2112

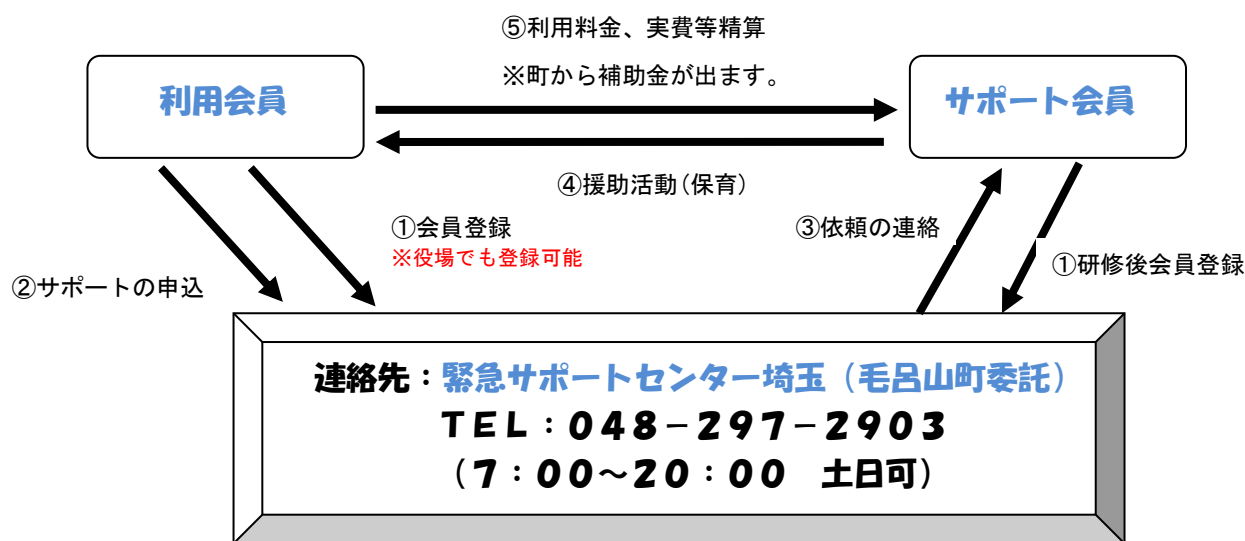
毛呂山町ファミリーサポートセンター
(ファミリーサポート・緊急サポート)

ファミリーサポートセンターは、安心して子育てができるように、子育てのお手伝いをして欲しい方(利用会員)と子育てのお手伝いをしたい方(サポート会員)が会員となって、相互の合意のもと、お子さんの預かりを行う会員組織の有償ボランティアの活動です。

毛呂山町が委託した緊急サポートセンター埼玉は、利用会員の援助内容や要望にお応えできるサポート会員を紹介し、安心して援助活動が行えるようにお手伝いさせていただきます。

援助の内容によって、ファミリーサポート、緊急サポートのいずれかで対応していきます。料金も違いますので、ご相談ください。

●●●センターの仕組み●●●



予め利用の日が決まっている
元気なお子さんの預かりや送迎

ファミリーサポートセンター

※事前に打ち合わせをしたサポート会員が担当となって、依頼内容に沿って計画的にサポートします。

- ・保育園等への送迎やその前後の預かり
- ・保育園等の休みの時の預かり
- ・習い事等の送迎
- ・保護者の求職活動中の預かり
- ・保護者の通院やリフレッシュ等の際の預かり

■坂戸センター

電話: 049-299-5790

(受付: 平日 9時~17時)

⇒詳細は P2~P3 をご覧ください。

急を要する時、
病気や病気が治りかけのお子さんの預かり

緊急サポートセンター

※必要に応じてサポート会員を探します。

- ・事前打ち合わせをする時間が取れない時
- ・病児・病後児の預かり
- ・保育園等からの急な呼び出し時のお迎え、預かり
- ・保護者が体調不良で保育が困難な時の預かり
- ・冠婚葬祭など急を要する外出時の預かり
- ・そのほか急を要する子育てに関する困った時など

■川口センター

電話: 048-297-2903

(受付: 7時~20時(土日祝日可))

⇒詳細は P4~P6 をご覧ください。

主にファミリーサポートの対応をします。ファミリーサポートセンター受付時間外(土日祝日含む)に連絡したときは、電話は川口センターに転送され受付ますが、詳しくは翌営業日以降に坂戸センターからご連絡をして対応していきます。

1. ファミリーサポートの活動

●サポート内容

事前にご紹介したサポート会員と、打ち合わせをした内容に沿って援助を行います。

元気なお子さん、予定の立つお預かりが基本となります。依頼はセンターを通じておこないます。

- ・保育所や幼稚園、小学校等への送迎やその前後のお預かり
- ・保育所、学校等の休みの際のお預かり
- ・習い事等の送迎
- ・保護者の求職活動中のお預かり
- ・保護者の通院やリフレッシュ等の際のお預かり 等

※利用する前に事務局とサポート会員との3者で事前に顔合わせを行います。その日程調整が必要になりますので、利用お申し込みのお電話は早めにご連絡下さい。

日程の調整がきかず事前打ち合わせが行えない場合は[緊急サポート]での対応も可能です。

→ (P4以降参照)

●預かりの対象となるお子さん

原則、0歳～小学校6年生までのお子さんを対象とします。

●預かり人数

複数のお子さんのお預かり可。サポート会員と相談のうえ、決定致します。

●援助活動の日時

サポート会員の合意が得られれば年間を通じて行います。

●援助活動の場所

サポート会員宅、利用会員宅、合意が得られれば、その他の場所でのお預かりが可能です。

●サポート会員について

・8時間以上の講習（保育、看護、救命救急等）を受けている、20歳以上の子育て経験のあるボランティアさんです。

●利用料金（お子さん1人／1時間あたりの料金）

サポート終了後、利用料金から町補助金を差し引いた額（利用会員支払額）を、利用会員がサポート会員に直接お支払いします。 ※町補助金は、後日サポート会員に町から振り込みます。

利用料金		町補助金	利用会員支払額
基本時間（7時～19時）	800 円	400 円	400 円
上記基本時間外	1,000 円		600 円

※1人のサポート会員が兄弟姉妹の複数人数を預かる場合、2人目から半額になります。

※実費（交通費、食事代等）は別途精算。

●キャンセルについて

※キャンセル料には町の補助金はができません。

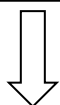
- ・活動日前日、当日のキャンセルはキャンセル費用（利用料金1時間分）が発生します。
- ・無断キャンセルの場合は依頼時間相当額及び、交通費等実費をいただきます。

2. ファミリーサポートの登録から利用までの流れ

① 利 用 会 員 登 録



② 利 用 希 望 申 込
★連絡先: 坂戸センター
TEL:049-299-5790



③ サポート会員へ依頼の打診



④ 事 前 打 合 せ



⑤ サ ポ ー ト 開 始



⑥ サ ポ ー ト 終 了



⑦ 次 回 以 降 の サ ポ ー ト

①ご利用には登録が必要です。
右の入会フォームへ入力、もしくは
毛呂山町役場こども課へ入会申込書を
提出してください。

【入会フォーム】



②利用したい日が決まったらセンターに電話で申込をしてください。利用の内容を詳しくお聞きします。その際、顔合わせ(事前打合せ)を行う日程の候補日も数日ご用意ください。

【利用フォーム】

※電話申込後、お子さんの詳しい情報を
利用フォームで入力送信してください。
(初回利用のみ)



③センターが依頼内容に対応できるサポート会員を探します。サポート会員が見つかり次第、利用会員へ連絡し、事前打合せの日程の調整を行います。

④利用会員、サポート会員、センター(地域リーダー)の3者で依頼内容の詳細を打合せします。その際、サポートの対象となるお子さんも同伴してください。

※打合せ場所: 利用会員宅・サポート会員宅・その他

⑤事前打合せで決めた内容で活動します。内容に変更がある場合は、必ず事前にセンターに連絡してください。
※保育に必要なものは、利用会員が準備してください。

→P7参照

⑥利用会員が援助活動報告書の内容を確認、署名の上、活動時間分の利用会員支払額と実費を、サポート会員に直接現金で支払います。

⑦継続してサポートを行う場合、事前打合せを行ったサポート会員が担当となってその後の依頼も対応していきます。翌月(次回)の依頼予定日は、前月末～3日前までにセンターへご連絡ください。センターがサポート会員へ日程の確認をして調整します。

※前日、当日の連絡による急な依頼は「緊急サポート」の料金になりますのでご注意ください。

★連絡先: 坂戸センター [TEL:049-299-5790](tel:049-299-5790)

受付時間: 平日月～金 9時～17時(土日祝日年末年始休み)

Email: byoujihoikusakado@sirius.ocn.ne.jp

※担当のサポート会員の都合が合わず、対応できない日がある場合もあります。ご了承ください。

前日、当日の依頼、事前打合せをしていないサポート会員の紹介は「緊急サポート」になります。

3. 緊急サポートの活動

●サポート内容

病児・病後児のお預かりや、宿泊を要するお預かり、事前打ち合わせをする時間がとれない、前日、当日の依頼など、主に急を要するお預かりを行います。

基本的に、サポート会員は、その時々で対応できる方で援助を行います。（事前打ち合わせは行いません）

※障害、慢性疾患等配慮が必要なお子さんの場合は事前打合せを行います。早めにご相談ください。

※宿泊を伴う預かりの場合、病児病後児の預かりはできません。

●預かりの対象となるお子さん

原則、0歳～小学校6年生までのお子さんを対象とします。

●預かり人数

複数のお子さんの預かり可。サポート会員と相談のうえ決定致します。

ただし、病児・病後児のお預かりは1人までとします。

●援助活動の日時

サポート会員の合意が得られれば年間を通じて行います。

●援助活動の場所

・サポート会員宅、利用会員宅、合意が得られれば、その他の場所でのお預かりが可能です。

●サポート会員について

・24時間の講習（保育、看護、救命救急等）を受けている、20歳以上の子育て経験のあるボランティアさんです。

・看護師等の資格をお持ちの方もおりますが、サポート会員のほとんどの方が一般のご家庭の方です。病児の預かりに関しては、専門家ではありませんので、原則、医療器具（喘息発作時の吸入等）を使った援助はできません。

●利用料金（お子さん1人／1時間あたりの料金）

サポート終了後、利用料金から町補助金を差し引いた額（利用会員支払額）を、利用会員がサポート会員に直接お支払いします。 ※町補助金は、後日サポート会員に町から振り込みます。

利用料金		町補助金	利用会員支払額
基本時間（7時～19時）	1,000 円	400 円	600 円
上記基本時間外	1,200 円		800 円
宿泊(18時～翌日9時)	10,000 円	なし	10,000 円

※実費（交通費、食事代等）は別途精算。

※兄弟姉妹の複数人数預かりの場合は、2人目から半額になります。但し、病児・病後児預かりは複数人数の預かりは行いませんので、半額になりません。

●キャンセルについて

※**キャンセル料には町の補助金はができません。**

- ・活動日前日、当日のキャンセルはキャンセル費用（利用料金1時間分・宿泊3,000円）が発生します。
- ・無断キャンセルの場合は依頼時間相当額及び、交通費等実費をいただきます。

4. 緊急サポートの登録から利用までの流れ

【入会フォーム】

① 利 用 会 員 登 録

①ご利用には登録が必要です。
右の入会フォームで必要事項を入力送信してください。又は毛呂山町役場こども課にある入会申込書に記入の上提出してください。



② 利 用 希 望 申 込

★川口センター
TEL048-297-2903
受付時間:7時～20時 土日祝日可
(年末年始 12/29～1/3 休み)

②センターに電話で依頼をしてください。依頼内容、お子さんの事等詳細をお聞きします。
※病児、病後児保育を利用したい場合は、受診をした後にご連絡ください。

※電話依頼後、お子さんの詳しい情報を右の利用フォームで入力送信してください。

【利用フォーム】



※緊急サポートはサポート会員と事前に顔合わせ（事前打合せ）は行いませんが、障害、慢性疾患等配慮が必要なお子さんに関してはセンターの判断で事前打合せを行う事もあります。早めにご相談ください。

③ サポート会員へ依頼の打診と情報提供

③センターが対応できるサポート会員を探します。
依頼を受けていただいたサポート会員には利用会員が利用フォームで入力送信した情報をもとに依頼内容やお子さんについての詳しい情報をセンターから事前に提供します。

④ 利用会員がサポート会員へ電話連絡。電話による打合せ。

④センターが利用会員へサポート会員のお名前、電話番号をお知らせします。利用会員がサポート会員へ電話をし、ご挨拶とサポートに必要な事柄の打合せをお願いします。

⑤ サ ポ ー ト 開 始

⑤サポート当日、サポート会員が安心して保育が出来るよう、保育に必要なものは利用会員が準備し、サポート会員がわかるよう引継ぎしてください。また、当日は必ず連絡が取れるようにしてください。

⑥ サ ポ ー ト 終 了。 料 金 精 算。

⑥利用会員は、サポート終了後、援助活動報告書の内容を確認、署名の上、活動時間分の利用会員支払額と実費をサポート会員に直接現金で支払います。その際お釣りが無いようにご用意ください。

※緊急サポートは単発の依頼が基本です。
依頼があるときはその都度、センターにお電話ください。

●病児の受け入れ基準について

病児・病後児のお預かりの場合は、受診が必要です。保育所等からの呼び出しなどがあった際には、お子さんの状態により対応が異なりますので、まずはお電話下さい。

病児保育を利用するにあたって、最も大切なことは、利用会員さんからの正確な情報提供です。お子さんを守るためにも、また、サポート会員さんとの信頼関係を大切にするためにも、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

センターでは、下記の基準を参考にして、利用会員さんからの詳しいお話を聞き、できる限りお預かりするよう努力していきたいと思っています。

お気軽にご相談ください。

☆受け入れ可能な場合☆

- ・全身状態がよい場合
- ・退院後で、症状・状態が落ち着いている場合

☆受け入れられるケースが多いが、保護者からのより詳しい話を必要とする場合☆

- ・インフルエンザ、はしかなどの感染力の強い病気
- ・ひどい下痢、嘔吐（ノロウイルス、ロタウイルスなど）
- ・けいれんをおこしたことがある場合

☆受け入れ要相談の場合☆

- ・喘息、RSウイルス感染症、肺炎、クループなどの呼吸器疾患

☆受け入れることができない場合☆

- ・全身状態が悪い場合
- ・医師に密な観察が必要だと言われた場合
- ・元気がない場合
- ・呼吸困難がある場合（ゼーゼーがひどい、鼻づまりが強くてミルクが飲めないなど）
- ・水分が取れない、おしっこが出ていないなどの脱水症状がみられる場合
- ・重症化するおそれのある感染症にかかっている場合
- ・生後半年未満38℃以上、半年から1歳未満38.5℃以上、1歳以上40℃以上の発熱

☆受け入れ可能な子どもに多い病気（参考）☆

扁桃腺炎、気管支炎、胃腸炎、ヘルパンギーナ、プール熱、手足口病、溶連菌、突発性発疹、はやり目、急性出血性結膜炎、とびひ、おたふく、尿路感染症、風疹（三日ばしか）、アデノウイルス感染症、中耳炎、りんご病、水ぼうそう等

※症状によってはお預かりできない場合もあります。

※障害や慢性疾患をお持ちの場合はご相談ください。

5. 料金の算出方法について

1 援助活動時間

- ① サポート会員宅で援助を行う場合。
保護者がサポート会員宅へ児童を連れてきた時間から、お迎えが来て児童を引き渡すまでの時間で計算。
- ② サポート会員宅以外で援助活動を行う場合。（又は送迎も兼ねた活動の場合）
サポート会員が援助活動を行うために自宅を出る時間から、援助活動を終えて自宅に戻るまでの時間で計算。
- ③ 保育料金は30分単位で計算します。

2 移動交通費やその他実費、複数人数の預かり

- ① 公共交通機関やタクシーを利用した場合は、実費をサポート会員に支払います。
- ② 自家用車を使用した場合のガソリン代、飲食物等の実費は、事前に会員同士の間の取り決めを行います。
- ③ その他、援助活動中にかかった実費の請求は、会員同士の了承があった中で行います。
- ④ 同一の利用会員からの児童の預かり人数が複数となる場合（兄弟姉妹）は、2人目以降の保育料金は報酬単価の半額になります。（但し、病児・病後児預かりは除く）

3 支払い方法

利用料及びその他かかった実費は、援助活動終了時に利用会員が直接サポート会員へお支払いします。

★ファミリーサポートの料金

活動時間		子ども1人の場合			子ども2人の場合		
		利用料金	町補助金	利用会員 支払額	利用料金	町補助金	利用会員 支払額
基本時間 (7時～19時)	30分迄	400円	200円	200円	600円	300円	300円
	30分以上60分(1時間)迄	800円	400円	400円	1,200円	600円	600円
	60分以上90分(1.5時間)迄	1,200円	600円	600円	1,800円	900円	900円
	2時間迄	1,600円	800円	800円	2,400円	1,200円	1,200円
上記基本時間外	30分迄	500円	200円	300円	750円	300円	450円
	30分以上60分(1時間)迄	1,000円	400円	600円	1,500円	600円	900円
	60分以上90分(1.5時間)迄	1,500円	600円	900円	2,250円	900円	1,350円
	2時間迄	2,000円	800円	1,200円	3,000円	1,200円	1,800円

★緊急サポートの料金

活動時間		子ども1人の場合			子ども2人の場合		
		利用料金	町補助金	利用会員 支払額	利用料金	町補助金	利用会員 支払額
基本時間 (7時～19時)	30分迄	500円	200円	300円	600円	300円	300円
	30分以上60分(1時間)迄	1,000円	400円	600円	1,200円	600円	600円
	60分以上90分(1.5時間)迄	1,500円	600円	900円	1,800円	900円	900円
	2時間迄	2,000円	800円	1,200円	2,400円	1,200円	1,200円
上記基本時間外	30分迄	600円	200円	400円	900円	300円	600円
	30分以上60分(1時間)迄	1,200円	400円	800円	1,800円	600円	1,200円
	60分以上90分(1.5時間)迄	1,800円	600円	1,200円	2,700円	900円	1,800円
	2時間迄	2,400円	800円	1,600円	3,600円	1,200円	2,400円
★宿泊を伴う預かり		18時～翌日9時まで (夕食・朝食代含む)		10,000円（補助無）		15,000円（補助無）	

6. 保険について

万が一に備え、委託先(緊急サポートセンター埼玉)が、NPO総合保険(あいおい損保)に加入します。

●賠償責任保険

サポート会員が利用会員の身体や財物に損害を与えて、賠償責任を負った時の保険

補償項目			保険金額
賠償責任	対人・対物共通	1 事故・保険期間中	2 億円
	受託物・借用物	1 事故・保険期間中	5 0 万円 (現金は 1 0 万円)
人格権侵害	1 名		5 0 万円
	1 事故・保険期間中		1 0 0 万円
事故対応費用	1 事故・保険期間中		5 0 0 万円
見舞費用	死亡		5 0 万円
	後遺障害		1. 5 ～ 5 0 万円
	入院	入院日数に応じて	2 ～ 1 0 万円
	通院	通院日数に応じて	1 ～ 5 万円

●傷害保険

お子さんがケガなどをされた場合の保険

補償項目	保険金額
死亡・後遺障害保険金額	3 0 0 万円
入院保険金日額	3, 0 0 0 円
手術保険金額	手術の種類に応じ、入院保険金額日額の 1 0 ・ 2 0 ・ 4 0 倍
通院保険金額	2, 0 0 0 円

7. お預かりに際して準備していただくもの

- ☐ ・昼食、おやつ（必要時のみ）
- ☐ ・ミルク、哺乳瓶（必要児童のみ）
- ☐ ・食事用エプロン（必要児童のみ）
- ☐ ・紙おむつ、おしりふき（必要児童のみ）
- ☐ ・お気に入りの絵本やおもちゃなど（必要児童のみ）
- ☐ ・着替え
- ☐ ・汚れものを入れる袋（スーパーのレジ袋等）
- ☐ ・おくるみなど羽織るもの（必要児童のみ）
- ☐ ・バスタオル
- ☐ ・おしぼりタオル
- ☐ ・ティッシュ
- ☐ ・チャイルドシート又はジュニアシート※車を使った送迎依頼の時可能であれば
- ☐ ・薬（必要児童のみ）

※受診した医療機関からもらった薬を預かり時間中に飲む分を、1回分ずつ小分けにしてご用意ください。（市販薬不可）

●病気のお子さんの預かり時には・・・

- ☐ ・保険証またはそのコピー
- ☐ ・受診した病院の診察券
- ☐ ・町から支給される医療証、医療券など

※受診が必要になった際に、必要となるものをご用意ください。

- ☐ ・お熱が高くなった時のために冷えピタ等、体を冷やす物もご用意ください。

毛呂山町ファミリーサポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、毛呂山町ファミリーサポートセンター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第2条 センターは、地域において育児の援助を行うことを希望する者（以下「サポート会員」という。）と、育児の援助を受けることを希望する者（以下「利用会員」という。）を組織化し、会員間による育児の相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、地域で安心して子育てが出来る環境づくりに資することを目的とする。

(組織)

第3条 援助活動は、会員制で行い、サポート会員及び利用会員で構成する会員組織とする。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) サポート会員及び利用会員の募集及び登録に関すること。
- (2) サポート会員の開拓及び確保に関すること。
- (3) 会員間の育児の援助活動の調整に関すること。
- (4) サポート会員に対して行う、援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催に関すること。
- (5) サポート会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催に関すること。
- (6) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(業務日・時間)

第5条 センターが登録、依頼等の受付業務を行う日は、12月29日から翌1月3日を除く、午前7時から午後8時までとする。ただし、援助活動中の事故等緊急時の対応等については、これにかかわらず行うものとする。

(会員資格)

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、次の要件を満たす者として、センターの承認を得た者とする。

- (1) サポート会員は、心身共に健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる満20歳以上の者
- (2) サポート会員は、入会に際し、センターが実施する講習会を受講した者
- (3) 利用会員は、援助活動に理解を有し、町内に住所を有する者で、原則として当該利用会員の親族である小学校6年生までの児童（以下「児童」という。）と同居しているもの

(入会及び会員登録)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書をセンターに提出し、サポート会員又は利用会員として、センターの承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

3 サポート会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

(退会及び会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときには、会員資格を喪失するものとする。

- (1) センターに退会の届出を行ったとき。
 - (2) 会員が第6条に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、同居している児童が小学校6年生を終えた場合でもセンターが認めたときは、この限りではない。
- 2 センターは、会員が次のいずれかに該当するときには、会員資格を喪失させることができる。
- (1) 会員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
 - (2) 会員の義務に違反したとき。
- 3 会員は、会員資格を喪失し、退会する時は、発行された会員証及びサポート会員又は利用会員の個人情報に関する書類等をセンターに返還しなければならない。

(会員の義務)

第9条 会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 援助活動により、知り得た会員又はその家族の個人情報を保護すること。会員でなくなった後も同様とする。
 - (2) センターを政治、宗教、営利等の目的に利用しないこと。
 - (3) 入会后、登録事項等に変更があった場合は、速やかにセンターに届出をすること。
- 2 サポート会員は、次に掲げる義務を負うものとする。
- (1) 善良なる管理者の注意を持って、援助活動の遂行及び利用会員の個人情報の管理を行うこと。

- (2) 活動報告書を活動月の翌月 5 日までにセンターに提出すること。
- (3) 援助活動中は会員証を携行し、利用会員その他から請求があればこれを提示すること。

3 利用会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 利用が不確定な予約及びこれによる予約の解除は慎むこと。
- (2) 第 12 条に規定する援助活動以外の活動を要求しないこと。
- (3) 援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項以外の活動を要求しないこと。
- (4) 援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項に変更が必要な場合は、速やかにセンター及びサポート会員に連絡すること。
- (5) 援助活動終了後、活動報告書を確認、署名し、援助活動に係る報酬及び交通費等の実費から、別に定める額をサポート会員に支払うこと。
- (6) 援助活動に必要な物品等は、原則として利用会員が準備すること。

(代表者)

第 10 条 センターは、代表者 1 名を置くものとする。

2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(アドバイザー及びサブリーダー)

第 11 条 センターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、第 4 条に規定する業務を行うものとする。

3 アドバイザーの業務を補佐し、業務を円滑に行うため、サポート会員の中からサブリーダーを選任することができる。

(援助活動の内容)

第 12 条 会員間で行う援助活動は、サポート会員と利用会員の準委任契約に基づくものであり、会員間の合意のもと次に掲げる活動を実施するものとする。ただし、3 親等以内の親族に対し、なされた援助活動は、事業の対象外とする。

- (1) 保育所、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）の開始時刻前及び終了時刻後に児童を預かること。
- (2) 保育所等と援助活動を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
- (3) 保育所等の休日その他の事由がある場合において、臨時に児童を預かること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、利用会員の育児を支援するために必要な援助を行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は実施しない。

- (1) 宿泊を伴う児童の預かりを行うこと。
- (2) 病児・病後児を預かること。
- (3) 利用会員とサポート会員が、面談による事前打ち合わせを行わずに児童を預かること。

(援助活動の対象)

第 13 条 援助活動の対象は、利用会員が登録した、原則として小学校 6 年生までの児童とする。ただし、対象児童の身体等の状況等により、援助活動が困難とセンターが判断したときは、援助活動の対象から除くことができる。

(預かり人数)

第 14 条 サポート会員は、複数の児童の預かりを行うことができる。

(援助活動の場所)

第 15 条 児童を預かる場所は、原則サポート会員自宅又は利用会員自宅とする。ただし、サポート会員と利用会員の間で合意がある場合は、この限りでない。

(援助活動の報酬)

第 16 条 利用会員は、サポート会員に対して、別表に定める基準に従い、援助活動に係る報酬及び交通費等の実費を支払うものとする。

(援助活動の時間の算定方法)

第 17 条 前条に規定する報酬の基礎となる援助活動の時間は、サポート会員が援助活動を開始したときから、サポート会員が利用会員若しくは利用会員が指定する者に児童を引き渡し、援助を終了したときまでとする。ただし、児童の送迎等サポート会員が自宅からの移動を必要とする援助の場合は、サポート会員が自宅を出たときから、自宅に戻るまで（サポート会員が単独で移動する時間も含む。）とする。

2 前項の規定により、最初の時間は 30 分とする。以降 30 分単位で加算していく。

3 前項の規定による 0.5 時間にあたる前条に規定する報酬の金額は、別表に定める報酬単価に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。

(緊急時の対応)

第18条 援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。

2 災害等で避難を要する場合は、原則、事前に確認している避難場所に避難する。

(援助活動の実施方法)

第19条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対して、その申し込みをするものとする。

2 センターは、援助活動の内容、日時等を確認し、サポート会員との調整を行うものとする。

3 アドバイザー又はサブリーダーは、原則として援助活動開始前に利用会員とサポート会員と面談による事前打合せを行い、援助活動の内容について十分な協議を行うものとする。

4 利用会員は、申し込んだ援助活動の内容以外の援助活動を求めてはならない。

5 サポート会員は、援助活動を実施したときは、活動報告書に援助活動の内容を記入し、利用会員の確認を受け、活動報告書を活動月の翌月5日までにセンターへ提出するものとする。

(保険)

第20条 会員は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険等に参加するものとする。

2 前項の保険に参加する費用は、センターが負担する。

(損害の賠償)

第21条 会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補足)

第22条 この会則の改廃及びこの会則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター代表者が定める。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第16条関係)

依頼内容	報酬単価	町補助金
ファミリーサポート	通常 800 円	400 円
	時間外 1,000 円	

* 利用会員は報酬単価から町補助金を差し引いた額をサポート会員に支払うものとする。

* サポート会員自宅以外で援助活動を行う場合は、移動に係る時間も含める。

* 実費(交通費、食事代等)は、別途精算するものとする。

* 同一の利用会員から複数の児童を預かる場合の2人目以降の報酬金額及び町補助金は、報酬単価に2分の1を乗じて得た額とする。

毛呂山町緊急サポートセンター会則

(名称)

第1条 本会は、毛呂山町緊急サポートセンター（以下「センター」という。）という。

(目的)

第2条 センターは、育児の援助を行うことを希望する保育士、看護師、保健師等の有資格者、子育て経験のある者等（以下「サポート会員」という。）と、病気又は病気の回復期にある児童（以下「病児・病後児」という。）の預かり、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（以下「利用会員」という。）を組織化し、相互の紹介を行い、会員同士が相互援助活動（以下「援助活動」という。）を行うことにより、地域における仕事と育児の両立が可能な環境の整備及び子育て支援環境の充実を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 援助活動は、会員制で行い、サポート会員及び利用会員で構成する会員組織とする。

(業務)

第4条 センターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) サポート会員及び利用会員の募集及び登録に関すること。
- (2) サポート会員の開拓及び確保に関すること。
- (3) 会員間の育児の援助活動の調整に関すること。
- (4) サポート会員に対して行う援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催に関すること。
- (5) サポート会員間の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会の開催に関すること。
- (6) 関係機関との連絡調整に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的達成に必要な業務に関すること。

(業務日・時間)

第5条 センターが登録、依頼等の受付業務を行う日は、12月29日から翌1月3日を除く、午前7時から午後8時までとする。ただし、援助活動中の事故等緊急時の対応等については、これにかかわらず行うものとする。

(会員資格)

第6条 会員は、センターの趣旨を理解し、次の要件を満たす者として、センターの承認を得た者とする。

- (1) サポート会員は、心身共に健康で援助活動に理解と熱意を有し、積極的に援助活動を行うことができる満20歳以上の者
- (2) サポート会員は、入会に際し、センターが実施する講習会を受講した者
- (3) 利用会員は、援助活動に理解を有し、町内に住所を有する者で、原則として当該利用会員の親族である小学校6年生までの児童（以下「児童」という。）と同居しているもの

(入会及び会員登録)

第7条 会員として入会しようとする者は、入会申込書をセンターに提出し、サポート会員又は利用会員として、センターの承認を受けなければならない。

2 センターは、前項の承認を受けた会員に対し、会員証を発行する。

3 サポート会員と利用会員は、これを兼ねることができる。

(退会及び会員資格の喪失)

第8条 会員は、次のいずれかに該当するときには、会員資格を喪失するものとする。

- (1) センターに退会の届出を行ったとき。
 - (2) 会員が第6条に掲げる要件を満たさなくなったとき。ただし、同居している児童が小学校6年生を終えた場合でもセンターが認めたときは、この限りではない。
- 2 センターは、会員が次のいずれかに該当するときには、会員資格を喪失させることができる。
- (1) 会員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
 - (2) 会員の義務に違反したとき。
- 3 会員は、会員資格を喪失し、退会する時は、発行された会員証及びサポート会員又は利用会員の個人情報に関する書類等をセンターに返還しなければならない。

(会員の義務)

第9条 会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 援助活動により、知り得た会員又はその家族の個人情報を保護すること。会員でなくなった後も同様とする。
- (2) センターを政治、宗教、営利等の目的に利用しないこと。
- (3) 入会后、登録事項等に変更があった場合は、速やかにセンターに届出をすること。

2 サポート会員は次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 善良なる管理者の注意を持って、援助活動の遂行及び利用会員の個人情報の管理を行うこと。
- (2) 活動報告書を活動月の翌月 5 日までにセンターに提出すること。
- (3) 援助活動中は会員証を携行し、利用会員その他から請求があればこれを提示すること。

3 利用会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- (1) 利用が不確定な予約及びこれによる予約の解除は慎むこと。
- (2) 第 1 2 条に規定する援助活動以外の活動を要求しないこと。
- (3) 援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項以外の活動を要求しないこと。
- (4) 援助活動を開始する事前に協議及び確認した事項に変更が必要な場合は、速やかにセンター及びサポート会員に連絡すること。
- (5) 援助活動終了後、活動報告書を確認、署名し、援助活動に係る報酬及び交通費等の実費から、別に定める額をサポート会員に支払うこと。
- (6) 援助活動に必要な物品等は、原則として利用会員が準備すること。

(代表者)

第 1 0 条 センターは、代表者 1 名を置くものとする。

2 代表者は、センターを代表し、センターの業務を統括する。

(アドバイザー及びサブリーダー)

第 1 1 条 センターにアドバイザーを置くものとする。

2 アドバイザーは、第 4 条に規定する業務を行うものとする。

3 アドバイザーの業務を補佐し、業務を円滑に行うため、サポート会員の中からサブリーダーを選任することができる。

(援助活動の内容)

第 1 2 条 会員間で行う援助活動は、サポート会員と利用会員の準委任契約に基づくものであり、会員間の合意のもと次に掲げる活動を実施するものとする。ただし、3 親等以内の親族に対し、なされた援助活動は、事業の対象外とする。

- (1) 児童の預かり（宿泊を含む。）をすること。ただし、病児・病後児にあつては、医療機関による入院治療の必要がない者に限るものとし、宿泊を伴う預かりは行わない。
- (2) 保育所、幼稚園、小学校及び放課後児童クラブ（以下「保育所等」という。）と援助活動を行う場所との間の児童の送迎を行うこと。
- (3) その他児童の保育に係る緊急に必要な援助を行うこと。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、利用会員の育児を支援するために必要な援助を行うこと。

(援助活動の対象)

第 1 3 条 援助活動の対象は、利用会員が登録した、原則として小学校 6 年生までの児童とする。ただし、対象児童の身体等の状況等により、援助活動が困難とセンターが判断したときは、援助活動の対象から除くことができる。

(預かり人数)

第 1 4 条 サポート会員は、複数の児童の預かりを行うことができる。ただし、病児・病後児の預かりは児童 1 人までとする。

(援助活動の日時)

第 1 5 条 援助活動は利用会員とサポート会員の間で合意があれば、1 年を通じ、時間帯を問わず行うことができる。ただし、病児・病後児については、病状悪化時の対応を踏まえ、かかりつけ医院やその他医院、病院の開院時刻を考慮した上で預かり時間についてサポート会員と利用会員が協議するものとする。

(援助活動の場所)

第 1 6 条 児童を預かる場所は、原則サポート会員自宅又は利用会員自宅とする。ただし、サポート会員と利用会員の間で合意がある場合は、この限りでない。

(援助活動の報酬等)

第 1 7 条 利用会員は、サポート会員に対して、別表に定める基準に従い、援助活動に係る報酬及び交通費等を支払うものとする。

(援助活動の時間の算定方法)

第 1 8 条 前条に規定する報酬の基礎となる援助活動の時間は、サポート会員が援助活動を開始したときから、サポート会員が利用会員若しくは利用会員が指定する者に児童を引き渡し、援助を終了した時までとする。ただし、児童の送迎等サポート会員が自宅からの移動を必要とする援助の場合は、サポート会員が自宅を出たときから、自宅に戻るまで（サポート会員が単独で移動する時間も含む。）とする。

- 2 前項の規定により、最初の時間は 30 分とする。以降 30 分単位で加算していく。
- 3 前項の規定による 0.5 時間にあたる前条に規定する報酬の金額は、別表に定める報酬単価に 2 分の 1 を乗じて得た金額とする。

(病児・病後児への援助活動)

第 19 条 児童が特定の疾患や状態の場合は、別に定める基準に従い援助活動を行わない。

- 2 病児・病後児は原則受診後に援助活動を行う。ただし、急な発病等で事前の受診が出来ない場合、サポート会員と利用会員の間で合意があれば、サポート会員が受診の付き添いと受診後の預かりを行うことができる。
- 3 別に規定する疾患や状態に該当すると診断された場合、利用会員は、速やかに児童を引き取らなければならない。
- 4 サポート会員が受診の付き添いをし、第 1 項で規定する疾患や状態と診断された場合の預かり場所は、原則サポート会員自宅以外とする。
- 5 サポート会員による与薬は、医師から直接指導を受けた保護者の指示によるものとし、利用会員は文書でサポート会員に依頼しなければならない。
- 6 サポート会員が受診の付き添いをし、直接医師の指示を受けた場合は、前項にかかわらず、処方に基づき与薬を行うことができる。

(緊急時の対応)

第 20 条 援助活動中、事故や病児・病後児の状態悪化等により児童を医院、病院等へ連れて行く場合は、原則、利用会員の合意を得た上で受診する。ただし、緊急を要する場合や連絡がつかない場合は、サポート会員又はセンターの判断で受診することができる。

- 2 援助活動中に事故が生じた場合は、直ちにセンターに報告しなければならない。
- 3 災害等で避難を要する場合は、原則、事前に確認している避難場所に避難する。

(援助活動の実施方法)

第 21 条 利用会員は、援助活動を受けようとするときは、センターに対して、その申し込みをするものとする。

- 2 センターは、利用会員の利用希望内容に応じて対応可能なサポート会員の紹介・調整を行うものとする。
- 3 サポート会員は、援助活動を実施したときは、活動報告書に援助活動の内容を記入し、利用会員の確認を受け、活動報告書を活動月の翌月 5 日までにセンターへ提出するものとする。

(保険)

第 22 条 会員は、援助活動に関して生じた事故等に対応するため、傷害保険、賠償責任保険等に参加するものとする。

- 2 前項の保険に参加する費用は、センターが負担する。

(損害の賠償)

第 23 条 会員は、故意若しくは過失又は不正な行為により、センターに損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補足)

第 24 条 この会則の改廃及びこの会則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター代表者が定める。

附 則 この会則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 この会則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 17 条関係)

依頼内容	報酬単価	町補助金
緊急サポート	通常 1,000 円	400 円
	時間外 1,200 円	
	宿泊 10,000 円	なし

- * 利用会員は報酬単価から町補助金を差し引いた額をサポート会員に支払うものとする。
- * サポート会員自宅以外で援助活動を行う場合は、移動に係る時間も含める。
- * 実費 (交通費、食事代等) は、別途精算するものとする。
- * 同一の利用会員から複数の児童を預かる場合の 2 人目以降の報酬金額及び町補助金は、報酬単価に 2 分の 1 を乗じて得た額とする。